二　当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄

三・四　（略）

3　（略）

（医療受給者証の再交付の申請）

第二十七条　前条の申請をしようとする支給認定患者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一　当該支給認定を受けた指定難病の患者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び連絡先

二　当該指定難病の患者の保護者が当該支給認定を受けている場合においては、当該患者の保護者の氏名、居住地、個人番号、連絡先及び当該患者との続柄

三　（略）

2・3　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十八号

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

農林水産大臣　宮下　一郎

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令

（飼料需給安定法施行規則の一部改正）

第一条　飼料需給安定法施行規則（昭和二十八年農林省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（公表の方法） **第二条**　法第八条の公表は、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公衆の閲覧に供して行うものとする。 （報告の義務） **第三条**　法第六条第一項の規定により条件を付されて次の表の上欄に掲げる輸入飼料を買い受けた者のうち当該輸入飼料の区分に応じてそれぞれ中欄に掲げる者は、当該輸入飼料又は当該輸入飼料を原料若しくは材料として生産した飼料の譲渡（脱脂粉乳の加工業者にあつては、加工）を完了したときは、遅滞なく、それぞれ下欄に掲げる事項を農林水産大臣に対し書面により報告しなければならない。	（公表の方法） **第二条**　法第八条の公表は、関係する地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）の掲示場に掲示してするものとする。 （報告の義務） **第三条**　法第六条第一項の規定により条件を付されて次の表の上欄に掲げる輸入飼料を買い受けた者のうち当該輸入飼料の区分に応じてそれぞれ中欄に掲げる者は、当該輸入飼料又は当該輸入飼料を原料若しくは材料として生産した飼料の譲渡（脱脂粉乳の加工業者にあつては、加工）を完了したときは、遅滞なく、それぞれ下欄に掲げる事項を農林水産大臣に対し書面により報告しなければならない。

輸入飼料	報告義務者	報告事項
ふすま 大麦 小麦 とうもろこし こうりやん 大豆油かす 魚かす 魚粉	販売業者	買受年月日、買受先の地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下この条において「地方農政局等」という。）の名称、買受数量、買受金額、買受単価、譲渡先、譲渡年月日並びに譲渡先別の数量、単価及び金額

輸入飼料	報告義務者	報告事項
ふすま 大麦 小麦 とうもろこし こうりやん 大豆油かす 魚かす 魚粉	販売業者	買受年月日、買受先の地方農政局等の名称、買受数量、買受金額、買受単価、譲渡先、譲渡年月日並びに譲渡先別の数量、単価及び金額